視点

公益法人化を巡る一場面

国土交通委員会 専門員 ひらはち としあき 櫟原 利明

一連の社会経済構造改革や行政改革の一環として行われた公益法人制度改革は、平成18年の関係法律の制定・同20年12月1日の施行を経て、本年11月30日に5年間の移行期間を終了する。すなわち、従来の公益法人である社団法人・財団法人(特例民法法人)は、それまでに新公益法人か一般法人への移行を完了しないと、法律上強制的に解散させられてしまう。国土交通省所管の特例民法法人は、昨年11月末現在で962法人あるが、特に、新公益法人への移行を目指す場合は、申請前の準備も大変だし、申請後も内閣府公益認定委員会の厳しい審査が待ち受けており、そのような団体はお尻に火が着いた状況であろう。ところで、今世間的に新公益法人移行の帰趨が注目されているのが、(財)日本相撲協会

ところで、今世間的に新公益法人移行の帰趨が注目されているのが、(財)日本相撲協会である。当初は昨年6月に内閣府へ申請を出す予定でいたが、いわゆる「年寄株」の扱いを巡る親方衆の反対などにより新組織の内容が固まらず、昨年末という新たな目標期限も経過し、現時点でまだ申請に至っていない。相撲協会員としての在籍資格である「年寄株」について、従来のように先代との間で個人間売買を認めず全て協会管理にするというドラスティックな改革案に反発が強かったものだが、最近の報道によれば、名跡の譲渡者が後継者から月50万円程度の「顧問料」を受け取るという制度も一案として検討されることとなったようである。新制度では、評議員会は法人の理事等に対する監督機関として権限が強化され、従来のような「親方=評議員」という連関性が断絶されるので、その意味では、法律上は必ずしも個人間売買が禁止されるわけではないと解されるが(従来は、結果として法人の機関の地位の売買でもあった。)、いずれにせよ、以前報道されたような世間常識からかけ離れた破格な高額での譲渡(えてして、それに付随する不明朗な税務処理)等は認められず、公益法人の構成員の資格付与として公正性・透明性確保が不可欠であろう。

一方、相撲に関しては、アマチュアの(財)日本相撲連盟も存在しており、こちらは本年4月1日の新公益法人への移行を目指して、既に申請済みである(現在、内閣府で審査中)。同じ相撲といっても、プロとアマでは法人設立の基礎である公益目的が異なる。アマの方は、日本体育協会傘下の純粋な競技団体として、「アマチュア相撲の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること」を目的としている。それに対してプロの大相撲は、「歴史的に形成されてきたわが国固有の文化である大相撲を継承し実践するとともに、これに必要な施設を経営し、併せて相撲競技の普及振興を支援し、以て日本文化の振興と国民の心身の向上に寄与すること」を目的とすべきとされている(相撲協会の一連の不祥事を受けて設置された外部有識者による「ガバナンスの整備に関する独立委員会」の答申「日本相撲協会の公益法人化に向けての改善策」平成23年2月17日)。要するに、アマ連盟はスポーツの振興による国民の体力向上という公益を追求するのに対して、大相撲の協会はスポーツの振興による国民の体力向上という公益を追求するのに対して、大相撲の協会はスポーツの側面よりもむしろ文化面に重点を置き、日本の伝統文化である国技・相撲の維持継承(その大きな部分を占めるのが、本場所の興行)という公益を担う団体として、両者ですみ分けがなされていくべきものと考えられる。

このような大相撲の特質は、相撲協会の組織・運営の在り方のみならず、相撲部屋や力士社会の在り様、さらに本場所の勝負の見方・味わい方等、広く大相撲というものをどのようにとらえるか、ということに深く関わってくるように思う。皆さんも今後、このような「視点」からより興味深く大相撲を観戦していただけたら、と願う次第である。